

会 議 録 (要旨)

会 議 名	第1回 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会
開 催 日 時	平成19年7月4日(水) 午前10時00分 ~ 11時00分
開 催 場 所	市役所 3 階 301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：金井委員、天目石委員、田淵委員、榎本委員、佐藤委員、波多野委員、坂元委員、福島委員、乙幡委員、野島委員 欠席者：なし
議 題	1 会長及び副会長の選出について < 諮問書の交付 > 2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 会長に「金井委員」及び副会長に「波多野委員」で決定。 議題2について： 本検討委員会を公開とし、その取り扱いについては、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりとすることで決定。 議題3について： 「武蔵村山市公共下水道事業の概要について」を事務局から説明。 議題4について： 今後の会議の開催予定について事務局より説明。 次回は、8月7日(火)多摩川上流水再生センター視察。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	式次第 委嘱書の交付 市長あいさつ 議 題 1 会長及び副会長の選出について < 諮問書の交付 > 2 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について 3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について 4 その他 司 会 (部長) 皆様おはようございます。 本日は、御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。 ただ今より、第1回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を開催いたします。 最初に、委員の皆様にも市長より委嘱書の交付をさせていただきます。 なお、市長が直接自席までお持ちしますので、お受け取りくださいますようお願いいたします。

	<p>司 会 (部長)</p> <p>市 長</p>	<p>- 委嘱書の交付 -</p> <p>かないはるお はじめに、金井 治夫 委員にお願いいたします。</p> <p>あまめいしよういちろう 続いて天目 石 要一郎 委員にお願いいたします。</p> <p>たぶちのぶこ えのもとあきら さとうゆきお (順次、田淵 伸子 委員、榎 本 昭 委員、佐藤 幸男 委員、 はたのあきお さかもとみとし ふくしまいさこ 波多野 晃夫 委員、坂 元 美敏 委員、福 島 イサ子 委員、 おっぱたみつえ のじまたしち 乙 幡 美都江 委員、野 島 多七 委員、にお願いする。)</p> <p>以上で委嘱書の交付を終わります。 続きまして、市長より挨拶をお願いいたします。市長挨拶.....</p> <p>皆さんおはようございます。いつも市の仕事に対しまして ご支援をいただきますことを心から感謝を申し上げます。 また、只今下水道の健全化委員をお願いを申し上げました ところ、心よく引き受けをいただきまして大変にありがとう ございます。心から御礼を申し上げます。 下水道でございますけれども 100%に近い普及率になって いるわけでございますが、私は市の職員であった頃、当時市 長から「市民が今一番欲している事業は何かな」こんな質問 を当時市の秘書係長をしておりまして、そんな質問を受けた ことを今思い出したわけでございます。その時にですね「や はり下水道の管理が一番市民に快適な生活を保障するに一 番いいんじゃないですか」そんな答えをさせていただいたわ けでございます。 そして、武蔵村山市は以外と早く下水道に着手を致しまし て、供用開始も早かったかなあというふうに思っているわけ ですが、それよりも早いのが三鷹市だったんですね。 ですから三鷹市は工事費が少ないうちに 100%達成をして おりましたので、財政的にも先見の明があったのかなあと思 っております。武蔵村山市もそれにつづいて早かったもので すから、お隣の市よりも財政負担が少なく、100%に近い管 理ができたのかなあというふうに思っているわけございま す。 けれど今でもですね、7億くらいの繰り出し金を一般会計 から繰り出しをして収支の均衡を計っているわけですが、そ の考察後、市ではもっとたくさんの額を一般会計からの繰り 出しをしているのかなあそんな思いもしているわけです。 こうして下水道 100%管理という本当に市民にとりましても 行政にとりまして大変いいことである。そのように思っ ているわけですが、申し上げたとおり、財政負担の関係で独立</p>
--	--------------------------------	--

採算制が原則となっており、この繰り出しをしながら運営をしていくというふうなことでございます。

前回3年間で15%の使用料の値上げをというふうな報告をいただきまして、実施に移させていただきました。今日、委員の前の委員の皆さんもおいででございますが5%、5%、5%の使用料のアップ。これはですね大変なアイデアというふうな表現をされていたようでございまして、他市にはないような使用料のアップの方法かなとそういう思いもしているわけでございます。

従いまして、今日はこれからいろいろとお知恵をいただくわけでございますが、武蔵村山市の下水道事業に沿った使用料の適正運営を図っていただくように思っているところでございます。

平素のお仕事、あるいは家事等あるわけでございますけれども、そうした中で市政に対しまして更なるお力沿いをいただくことに心から感謝を申し上げまして、はじめの挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。ありがとうございました。

司 会
(部長)

ありがとうございました。

それでは早速、会議に入りますが、お手元の資料の最後のほうに、検討委員会の設置要綱がございまして、この第4条に基づきまして、会長及び副会長につきましては委員の互選により選任することとなっておりますが、会長、副会長が決まるまで事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、ここで委員に就任された方々の御紹介ということで、誠に恐縮ですが自己紹介をお願いしたいと思います。

かない

それでは、「金井委員」から順次お願いいたします。

.....委員挨拶.....

どうもありがとうございました。

続きまして、今後委員の皆様方とお付き合いをさせていただきます事務局の職員を自己紹介させていただきます。

はじめに、大変申し遅れましたが、私は生活環境部長の諸江と申します。よろしくお願ひいたします。

.....課長、主査、担当の順序で自己紹介。.....

本検討委員会の会議録の作成のため、会議の録音をさせていただきますので、御了承いただきたいと思ひます。

司 会
(部長)

ありがとうございました。

引き続きまして、会議を進行させていただきます。それでは早速でございますが、議題1「会長及び副会長の選出について」を議題とさせていただきます。

		<p>先ほど御説明したとおり、設置要綱第4条で会長及び副会長は委員の互選によるとなっております。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。</p>
委員	(事務局一任の声)	
司会		<p>只今、事務局一任の声がございましたので、会長に「金井委員さん」、副会長に「波多野委員さん」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委員		<p>異議なし。</p>
司会		<p>ありがとうございます。</p>
(部長)		<p>それでは、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱第4条第1項」の規定により、互選として、決定されたこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員		<p>異議なし。</p>
司会		<p>「異議なし」ということですので、会長に「金井委員」、副会長に「波多野委員」を決定させていただきます。</p>
		<p>それでは誠に恐縮ですが、会長さん及び副会長さんには、それぞれの席の方へ移動していただきたいと思います。ここで、会長さん及び副会長さんから一言御挨拶をいただきたいと思います。</p>
		<p>それでは、はじめに会長さんから御挨拶をお願いいたします。</p>
会長		<p>……………会長挨拶……………</p>
(金井委員)		
司会		<p>続きまして、副会長さんから御挨拶をお願いいたします。</p>
(部長)		
副会長		<p>……………副会長挨拶……………</p>
(波多野委員)		
司会		<p>どうもありがとうございました。それでは、会長、副会長が決定しましたので、市長より会長さんへ諮問書をお渡しいたします。</p>
		<p>……………市長より会長へ諮問書交付……………</p>
司会		<p>なお、市長につきましては、公務のため退席させて、いただきますので、よろしく願いいたします。</p>
		<p>……………市長は公務のため退席……………</p>
司会		<p>委員の皆様には諮問書の写しを後ほどお渡ししたいと思います。</p>
		<p>なお、これからの議事進行は会長さんの方でお願いしたいと思います。</p>
会長		<p>それでは、会議の進行を私の方で進めさせていただきます。</p>
		<p>本日の出席委員は、10名であります。武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により、定足数に達しておりますことを委員の皆様にご</p>

	<p>事務局 会 長</p> <p>事務局</p>	<p>お知らせいたします。</p> <p>それでは、議題2「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>挙手。 事務局。</p> <p>.....資料の確認.....</p> <p>それでは、説明の前に、本日も配布させていただきました、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>一枚目が、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会会議次第」です。</p> <p>次に、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」です。</p> <p>次に、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領(案)」です。</p> <p>次に、「平成19年度検討委員会の開催予定日(案)」です。</p> <p>次に、「次回以降の会議の開催日程」です。</p> <p>次に、ファイリングをいたしました「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会会議資料」です。</p> <p>こちらにつきましては、後ほど資料の説明を改めてさせていただきます。</p> <p>最後に、メモ用紙でございます。</p> <p>それでは、議題2「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開について」説明させていただきます。</p> <p>本市の情報公開を取り巻く環境が変化する中で、昨年10月制定の「武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき、附属機関等の会議及び会議録の公開に関する基本的事項が整備され、庁内における統一的な取扱いを図ることを目的に、委員の皆様にご配布させていただきました「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」が制定され、本年7月1日から施行となりました。</p> <p>そこで、この指針の第3条の規定に基づき、この会議において「公開の可否」を図っていただき、公開するとした場合には、第8条第1項により「会議公開運営要領」を会議に諮って制定することになっております。</p> <p>運営要領(案)につきましては、委員の皆様にご配布したとおりですのでご覧いただきたいと思います。</p> <p>この要領は、第1条から第6条まででの構成となっております。</p>
--	-------------------------------	---

		<p>この要領は、第1条が要領の趣旨となっております。</p> <p>第2条は、会議の公開について規定してあります。</p> <p>第3条は、非公開情報の取扱いについて規定してあります。</p> <p>第4条は、会議の一部公開について規定してあります。</p> <p>第5条は、傍聴の許可について規定してあります。</p> <p>第6条は、委任ということで、この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとされております。</p> <p>運営要領(案)につきましては、以上のとおりでございますが、会議の公開について及び要領(案)について、委員の皆様のご了承をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>簡単ですが、説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま、議題2の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等ございましたらお受けいたします。</p> <p>なし。</p> <p>「なし」ということですので、本検討委員会を公開とし、その取り扱いにつきましては、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会の会議の公開に関する運営要領」のとおりといたします。</p> <p>それでは、運営要領の「案」をとってください。</p> <p>それでは、議題3に入ります。</p> <p>「3 武蔵村山市公共下水道事業の概要について」に入ります。事務局より説明をお願いします。</p> <p>挙手。</p> <p>事務局。</p> <p>それでは、議題3「武蔵村山市公共下水道事業の概要について」を説明させていただきます。</p> <p>はじめに資料のご確認をさせていただきたいと思えます。資料をファイリングさせていただきましたが、1ページから11ページまでが資料となっております、次に赤いインデックスが参考資料となっております。参考資料は1から6までありますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>それでは、資料についてのご説明をさせていただきます。</p>
	会 長	
	各委員	
	会 長	
	会 長	
	事務局	
	会 長	
	事務局	

はじめに、ファイルした資料の1ページをお開き頂きたいと思います。

まず、「1 下水道の役割と種類について」ですが、下水道は雨水を排除し生活や生産活動で発生する汚水を処理する重要な施設であります。また、汚水をきれいな水によみがえらせて、河川や海の汚れを防ぐことも下水道の大きな役割であります。

そこで、下水道とは汚水と雨水を処理するものが下水道であることを、どうぞご理解していただきたいと思います。

また、その方式には「分流式」と「合流式」がございまして、武蔵村山市の場合には、汚水と雨水を別けて処理する分流式で整備されております。また、合流式といいますと、汚水と雨水を合流して処理されるもので、比較的早くから下水道が普及している市、近隣市では三鷹市、武蔵野市などで合流式を採用しております。

しかしながら、合流式の場合には、雨天時において未処理の汚水が雨水とともに川や海などの公共用水域に排出され、水質汚濁や悪臭の発生、公衆衛生上の観点などからいろいろな問題が起きるとのことから、国の方からは合流式から分流式に改善するよう指導がされているところでございます。

次に、下水道の種類ですが、下水道の種類には「流域下水道」と「公共下水道」、「都市下水路」がございまして。まず、1つ目の「流域下水道」でございまして、これは地方公共団体（市、町、村）が管理する下水道から排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために、2つ以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するものをいいます。

また、雨水のみを受けまして、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、2つ以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ当該雨水の流量を調整するための施設を有するものをいいます。少しわかりづらいですが、一般的には、流域下水道とは、2つ以上の市町村から排出される汚水や雨水を処理するために、東京都が設置し管理する下水道の幹線と、その幹線から排出される汚水や雨水を処理するための処理場をいいます。

2つ目の「公共下水道」は、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体（市、町、村）が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道幹線に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造物のものをいいます。一般的には、委員の皆さんに一番身近な市内の道路に敷設してあります下水道を「公共下水道」といいます。なお、個人宅地内に個人で設置したものは「排水設備」といいます。

3つ目の「都市下水路」ですが、これは主として市街地内の雨水排除を目的とするものでございます。近隣では、福生市、羽村市、青梅市で実施しております。

次に「2の流域下水道事業について」でございます。東京都の多摩地域では、多摩川流域下水道及び荒川右岸東京流域下水道の2つの事業を実施しております。

多摩川流域下水道につきましては、野川・北多摩1号・北多摩2号・多摩川上流・南多摩・浅川・秋川の7処理区で、それぞれの処理区に処理場があるわけですが、本市は、多摩川上流処理区になります。

荒川流域につきましては、荒川右岸処理区の1処理区でございます。

そこで参考資料5の武蔵村山市の白図をご覧頂きたいと思っております。

武蔵村山市を2分してございまして、中央から左側の水色で囲ってあります部分が多摩川上流処理区ということで次にお話します多摩川上流水再生センターで汚水処理を行っております。

また、右側の薄い赤い色で囲ってある部分が荒川右岸処理区でございますが、こちらにつきましては清瀬水再生センターで汚水処理を行っております。

続きまして、2ページをお開きください。

はじめに多摩川流域下水道ですが、本市の場合は、先ほどもお話しましたが、7処理区の内が多摩川上流処理区に入っております。参考資料の6の1枚目に多摩川上流水再生センターのパンフレットを載せてございます。構成市につきましては、立川市、青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町の6市2町でございます。

多摩川上流水再生センターの概要でございますが、供用開始区域は 6,585ヘクタールで事業計画区域面積は、7,384ヘクタールであります。

場所につきましては、昭島市宮沢町にございまして、運転開始は昭和53年5月20日で、処理能力は日27万3千トン、施設の敷地面積は、149,488平方メートルです。

普及状況でございますが、全体人口が46万4千人、全体普及人口が45万3千人で普及率は98%でございます。これは、奥多摩町がまだ普及されていないということでございます。

次に、荒川右岸東京処理区でございますが、これもやはり参考資料の6の2枚目資料に清瀬水再生センターのパンフレットを載せてございます。構成市は9市になりまして、武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市であります。

清瀬水再生センターの概要でございますが、供用開始区域は8,051ヘクタールで事業計画区域面積は、8,284ヘクタールであります。

場所につきましては、清瀬市下宿にございまして、運転開始は昭和56年11月19日で、処理能力は日34万3,200トン、施設の敷地面積は、213,012平方メートルです。

普及状況でございますが、全体人口が71万1千人、全体普及人口につきましても71万1千人で普及率は100%でございます。

次に、3ページに移ります。「3の公共下水道事業につきまして」ご説明いたします。

本市の公共下水道事業は東京都が施工する流域関連公共下水道事業として、分流式により昭和49年10月に事業に着手しております。流域下水道計画との関係から東西を2つ分け、先ほどもお話をさせていただきましたが、東部地区については、清瀬水再生センターで、西部地区については、多摩川上流水再生センターで、汚水処理を行っております。

また、調整区域の一部についてですが、平成4・5年で一部を残しまして概ね完了しております。

雨水整備については、地形の関係から残堀川水系、空堀川水系に別れており、残堀川水系の事業認可は受けておりまして一部事業に着手しておりますが、空堀側水系につきましては、いまだ事業認可までには至っておりません。

平成18年度末での汚水の面的整備率は全体で96.0%に達しており残りの未整備部分は全体では47.89ヘクタールでございます。その主なものは、生産緑地農地などでございます。

また、下に 印で「面的整備率」、「下水道普及率」について簡単に説明をさせていただいております。

下水道普及率につきましては、行政区域内人口分の処理区域内人口で、100%となっております。また、その中で水洗化率につきましては、平成18年度末で98.18%となっており、未接続の世帯数は491世帯ございます。この内訳として浄化槽世帯が227世帯、汲み取りにつきましては

274世帯ございます。これにつきましては、毎年、下水道課職員が未接続の家庭を回り水洗化について、PRに努めているわけですが、未接続の大半が高齢者世帯、あるいは経済的に困難であるとか年数を過ぎた借家で、大家さんも撤去したいが、住んでいる方との間でなかなか話し合いが進まず整備できないなどの理由でございます。

次に「4の公共下水道事業の法律的な位置付け」でございます。

これは、地方財政法第6条にその財政運営の方法が定められており、政令第12条で定められた13事業、公共下水道事業も含めまして、例えば、他には水道事業、交通事業、電気事業などがあります。これらの経理は特別会計をもって行なわなければならないと規定されております。

また、これらの事業の「その経費は、その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行なっても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」とされております。適正な経費負担区分を前提としました、独立採算制が義務付けられております。

なお、下段の 印に、簡単な説明を記入してございますが、

印の1の一般会計からの繰入金でございますが、これは基準内繰入金ということで総務省からの通達により決められておりまして、一般会計から繰り入れることが認められている経費です。例えば、雨水に係る経費、水質規制に係る経費、不明水の処理に係る経費などがございます。

また 印の2の当該事業の経営に伴う収入、この下水道使用料につきましては、この後、回収率についてご説明いたしますが、下水道の使用料としていただいたものに対して、維持管理費、例えば管渠の清掃などの経費と、資本金と申しまして既に整備された工事費の財源である起債の元金、利息のそれぞれの合計額で割ったものが回収率となっております。これも一つの下水道財源の状況を示す数値となります。

次に4ページに移ります。「5の下水道事業特別会計の現状につきまして」ご説明いたします。

下水道事業の管理運営に要する経費は下水道使用料で賄うこととされており、平成17年度の決算での回収率の割合は59.9%にとどまっており26市中20番目の回収率となっております。この回収率を簡単に申し上げますと100円の投資に対しまして使用料としていただいている分が59.9円回収していることとなります。

本来、下水道事業特別会計の中でも雨水等は一般会計からの繰入金が認められておりますが、それ以外の経費に対しては100%にならなければならないわけです。その率が59.9%ということであります。

このため、経費が当然不足するわけですから、この不足分を一般会計から繰り入れて運営を行なっているのが現状でございます。

また、公債費、これは起債の償還ですが、割合として平成19年度の歳出予算全体の60%を占めております。冒頭、市長の方からお話がありましたとおり短期間で整備した関係から、その財源を起債に依存して行った為にここ数年でも毎年11億円程度の額を償還しているのが現状でございます。この7割程度を一般会計からの繰入金で賄っております。

また、印の1の「下水道事業の管理運営に要する経費」につきましては、維持管理費及び元金・利息の償還金の合計額であります。印の2の「公債費」につきましては、借入金に対する元金・利息の償還金であります。また、印の3の「地方債」につきましては、国・公営企業金融公庫などからの借入金であります。

次に「6 公共下水道事業の主なあゆみ」につきまして、ご説明いたします。

まず、昭和48年12月に都市計画決定、武蔵村山市下水道条例が制定されました。

昭和49年4月に下水道事業特別会計を設置し、同年9月には市の西部地区の多摩川上流処理区の事業認可がされ、10月から事業着手し昭和54年6月に供用開始されております。

昭和54年12月には、市の東部地区の荒川右岸処理区の事業認可がされ、昭和61年3月には供用が開始されております。

平成4年2月には、市街化調整区域の事業認可がされ、同年4月には着手されております。

また、下水道使用料の改定及び検討委員会の関係ですと、昭和57年4月に40.7%の改定を行なっております。

続きまして、平成4年11月に検討委員会を設置し平成5

年8月に答申をいただいております。この結果、平成7年12月には、平均で40.3%を、平成9年1月には、平均で24.1%を、平成10年7月には、平均で8.9%の改定をそれぞれ行なっております。

また、平成11年7月に検討委員会を設置し、平成12年1月に答申をいただいております。この結果、平成12年7月には、平均で10.0%を、平成13年7月には、平均で6.4%の改定をそれぞれ行なっております。

また、前回ですが、平成14年7月に検討委員会を設置し、平成15年2月に答申をいただいております。この結果、平成15年10月には、下水道使用料を平均で5.0%を、平成16年10月には、平均で4.8%を、平成17年10月には、平均で4.5%それぞれ改定を行なっております。

公共下水道事業の主なあゆみにつきましては、以上でございます。

次に「下水道使用料について」ご説明いたします。

ここでは法的な根拠を若干説明したいと思います。

下水道は公の施設に該当しまして、地方自治法第225条の規定によりその利用に対し条例の定めるところにより使用料を徴収することができることとされています。

また、下水道法第20条では、公共下水道管理者（市長）は、条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができることとされております。これは、使用者を特定できることや、便益を享受していることから全ての経費を税負担するのではなく、使用者負担とすることにより費用負担の公平の原則に合致するため、公共下水道管理者に使用料徴収の一般機能が与えられております。

そこで具体的には、武蔵村山市下水道条例第12条の2で下水道使用料を規定させていただいております。

次に、6ページでございますが、これは平成19年1月1日付の多摩地域の公共下水道事業の普及状況を一覧表にしたものでございます。こちらに、武蔵村山市は下段の方にございますが99.5%を超えておりますので、100%ということになっております。

次に、7ページ、8ページでございますが下水道会計の歳入、歳出の決算及び19年度の予算について載せてございますので後ほどご覧いただきたいと思いますが、この表では見づらいところもありますので、次の、9ページをご覧いただ

きたいと思いますが、「歳入合計額に占める下水道使用料及び一般会計繰入金の割合」を表にさせていただきました。右側に棒グラフで示してございます。

この中で「下水道使用料」については、平成10年度の歳入合計額に占める割合が35.0%に対しまして、平成19年度予算では、56.5%であり21.5ポイント歳入に占める割合が多くなっております。後ほど、下水道使用料の26市の状況を説明させていただきます。

次に、一般会計繰入金ですが、平成10年度では、歳入合計額に占める割合が52.5%に対して平成19年度予算では、38.6%であり、13.9ポイント歳入合計に占める割合が少なくなっております。しかしながら、平成18年3月に策定されました第四次武蔵村山市行政改革大綱の中では、数値目標としまして下水道事業繰出金割合が平成22年度までに25%以内することとされております。

参考までに、近隣6市の状況を申し上げますと、平成19年度予算で申し上げますと、立川市では14.3%、昭島市では20.1%、東村山市では31.1%、福生市では33.1%、東大和市では27.1%、羽村市では38.1%という状況で、本市が38.6%ですので、本市を含めまして7市の中では、一般会計からの繰出金が一番多いということになります。

その他の歳入を申し上げますと下水道受益者負担金、前年度からの繰越金、公共下水道事業・流域下水道事業におけます公営企業金融公庫からの借入金でございます。

次に歳出の割合を10ページに数字とグラフで示してございます。

この表の中で、「1総務費」と申しますと人件費、一般事務費、各種協議会等の負担金、車両管理経費、下水道使用料徴収委託料などがあります。

次に「2事業費」とは下水道管の維持管理経費、流域下水道維持管理負担金これは先ほどお話しました、清瀬水再生センター及び多摩川上流水再生センターで汚水処理をいただいておりますのでその経費となります。そして、工事費などがございます。

次に「3公債費」とは、借入金の元金・利子の償還に当てられるものでございます。

続きまして11ページでございますが、26市の下水道使用料の状況を一覧表で示したものでございます。下水道使用料の現況ということで、平成19年3月31日現在の状況で使用料のランク別の単価で表してございます。

この表の左側を見ていただければ分かるかと思いますが、武蔵村山市と同様の料金体系をとっているのが本市を含めまして18市でございます。

次に右側を見ていただきたいと思いますが、月額の使用料を10立方、20立方といったようにモデルケースを設定しまして26市の使用料を表してみました。

これによりますと10立方使用の場合は、26市中16位であります。

20立方使用の場合は、26市中19位であります。

25立方使用の場合は、26市中20位であります。

30立方、40立方及び50立方使用の場合は、26市中21位であります。

下水道使用料を26市で比べますと以上のようになります。

次に、参考資料ですが、参考資料1といたしまして「武蔵村山市下水道条例と規則」でございます。

次に参考資料2としまして、「平成14年度武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について」の報告の写しになります。

こちらにつきましては、今後検討を進めていく中で大変参考になるかと思しますので、是非、ご覧頂いといていただきたいと思います。

次に参考資料3としまして、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会設置要綱」です。

次に参考資料4としまして、「武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会委員名簿」です。

次に参考資料5としまして、武蔵村山市の白図です。

次に参考資料6としまして、「多摩川水再生センター」と「清瀬水再生センター」のパンフレットです。

	<p>会長</p> <p>各委員</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>雑駁ですが、以上で本日ご配布いたしました資料の説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま、議題3の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等がございましたら、お受けいたします。</p> <p>なし。</p> <p>それでは、議題「4その他」に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>事務局。</p> <p>それでは、議題4「その他について」ということで今後の会議の開催予定につきまして御説明をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様にご配布いたしました「平成19年度検討委員会の開催予定(案)」をご覧くださいと思います。</p> <p>本日が第1回目としまして、今後6回の会議を予定いたしまして、12月中旬には、報告いただきたいと考えております。</p> <p>そこで、次回第2回目ですが、前回開催されました検討委員会の中でも下水道事業を理解していただくために、清瀬水再生センターの視察をしていただき、下水道の処理過程を見ていただきました。</p> <p>今回につきましても、委員の皆様のご了承いただければ次回、今回は、多摩川上流水再生センターの方の視察を考えております。</p> <p>次に第3回目は、8月下旬に「下水道事業の財政状況等について」を予定しております。</p> <p>次に第4回目は、9月下旬に「下水道財政の今後について」を予定しておりますが、9月は議会開催月でありますので、議会の休会日、もしくは、10月上旬で日程を調整していただきたいと思います。</p> <p>次に第5回目は、10月下旬に同じく「下水道財政の今後について」を予定しております。</p> <p>次に第6回目は、11月上旬に「下水道使用料の改定について」を予定しております。</p> <p>次に第7回目は、12月上旬に「報告(案)の検討について」を予定しております、12月中旬には市長の方へ報告</p>
--	--	---

		<p>をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>そこで、委員の皆様には「次回以降の会議の開催日程」をご配布させていただいておりますが、第2回目につきましては、委員の皆様の御了承がいただければ多摩川上流水再生センター視察を8月7日(火)午後実施したいと考えております。</p> <p>次に第3回目といたしまして、9月定例会前ということで8月29日(水)午前で開催したいと考えております。</p> <p>事務局といたしましては、当面、今後この2回の開催日程につきまして、ご決定いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>簡単ですが以上で説明とさせていただきます。</p>
会長		<p>ただいま、議題4の説明が事務局よりありましたが、これについて質疑等がございましたら、お受けいたします。</p>
田淵委員		<p>挙手。</p>
会長		<p>田淵委員。</p>
田淵委員		<p>8月の件ですが、まとまって市の車で行くんですか。</p>
事務局		<p>予定ですと1時15分頃、市役所ロビーに集まっておきまして、市の車で昭島の多摩川上流水再生センターに行きます。</p> <p>概ね、2時頃から現地の視察を予定しています。</p> <p>2時頃から概ね45分位説明がありまして、施設の視察が45分位で概ね1時間半位を予定しています。</p>
榎本委員		<p>立川市在住なので、現地集合で1時50分頃だいたい場所を知っていますので、事務室あたりでよろしいですか。</p>
事務局		<p>はい。</p>
波多野委員		<p>第3回が8月29日午前中ということですが、この頃非常に暑くなっていて、10時ですと相当暑い時に出てくるようなので、9時半頃を開いていただくのも一つの案かなと思うのですが。</p>
事務局		<p>時間につきましては、調整させていただきたいと思っております。9時半頃を開催するよう手続きを進めたいと思っております。</p>
会長		<p>他に質疑ございませんか。</p>
各委員		<p>なし。</p>

	<p>会 長</p>	<p>それでは、特にないようですので、第1回武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会を終了したいと思います。</p> <p>皆様長時間に渡り誠にありがとうございました。</p> <p>主な意見等：</p> <p>議題1から議題3までについては特に意見なし。</p> <p>議題4については</p> <p>次回開催の視察での交通手段について</p> <p>.....庁用車を使用、視察予定時間等を説明。</p> <p>現地集合も可能か。.....現地集合でも結構です。</p> <p>第3回検討委員会の開催時間について。</p> <p>.....開始時間を調整させていただきます。</p>
--	------------	---

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p>公 開</p> <p>傍聴者：_____ 0 人</p> <p>一部公開</p> <p>非 公 開</p> <p>一部公開又は非公開とした理由</p> <p>(_____)</p>
-------------------------	---

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p>公 開</p> <p>一部開示（根拠法令等： _____)</p> <p>非 開 示（根拠法令等： _____)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>生活環境部 下水道課 (内線：255)</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格A列4番)